特殊詐欺対策用機器購入補助制度が始まります。

電話による特殊詐欺等被害を未然に防ぐため、特殊詐欺等被害防止対策機器を購入された 世帯に補助金を交付します。

〇補助金の交付を受けることができる方

- (1) 町内に住所があり現に居住している方
- (2) 町税を滞納していない方
 - 1世帯について1回に限り申請できます。
 - 事業用の設置は対象外

〇対象機器

- ◆固定式電話機◆
 - (1) 特殊詐欺防止を目的とした電話機で、自動的に通話の内容を録音する機能のあるもの
- ◆固定式電話機に接続する機器◆
 - (2) 自動的に通話の内容を録音する機能のあるもの
 - (3) 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能のあるもの
 - ・平成30年12月1日以降に購入する対象機器が補助対象となります。

○補助金額

購入及び設置費用の2分の1で上限10,000円(100円未満切捨て)

〇申請の流れ

- ① 補助金交付申請書 (様式第1号)、カタログ又は取扱説明書の写しを提出 ↓
- ② 実績報告書(様式第2号)、領収書(対象機器の購入費等の額、品名、購入日付の記載があるもの)を提出
- ③ 補助金交付請求書(様式第3号)を提出
 - 上記書類を佐久穂町役場総務課庶務係まで提出してください。
 - ・申請書類は役場総務課及びホームページに設置、掲載しています。

○問合せ

佐久穂町役場 総務課 庶務係 電話0267-86-2525